

答申第2号

諮問第2号

件名：対応記録（平成29年11月20日（月）午後2時より行われた情報開示実施時のもの）の不開示決定に関する件

答 申

## 1 審査会の結論

みよし市長が、令和3年7月28日付け3み令道第144号で行った個人情報不開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求に至る経過

ア 審査請求人は、みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、令和3年7月19日付けで、「対応記録（平成29年11月20日（月）午後2時より行われた情報開示実施時のもの）」について、個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ みよし市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、令和3年7月28日付けで、「保有個人情報を作成又は取得していない」旨の不開示決定（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、本件不開示決定処分を不服として、令和3年8月2日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件不開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

### (3) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、平成29年11月20日（月）午後2時より行われた情報開示時、環境課職員より側溝蓋設置等についての具体的な説明があったにも関わらず、その際の記録を作成していないと回答しているが、実際には、みよし市は情報を保有しているにも関わらず、情報を開示しない等の恣意的な運営がなされている恐れがあるためというものである。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、令和3年8月2日付けの審査請求書及び令和3年10月8日付けの反論書から要約すると、次のとおりである。

(1) みよし市は、情報開示実施時は「窓口業務」の一部であることから記録を作成し

ていないと主張するが、平成29年11月20日（月）午後2時より行われた情報開示時に、当時の環境課担当者は「軽微な作業」について、審査請求人本人に対して直接具体的で重要な情報を説明している。具体的で重要な情報を説明している以上、みよし市がその際の記録を作成しないことは、市政の適切かつ円滑な運営を恣意的なものにして、個人の権利利益を侵害することとなり、条例第1条の規定に違反している。

- (2) みよし市は当時の担当者にも聞き取りを行った上で決定を行っているとは主張しているが、平成29年11月20日の情報開示時には、当時の環境課担当者が審査請求人本人に対して、直接具体的で重要な情報を説明していることから単なる「窓口業務」の一部には該当せず、やり取りを文書として恣意的に作成しなかったと考えざるを得ない。

他方で、みよし市が主張する「窓口業務」の一部であり、記録のないやり取りの経緯を当時の担当者に聞き取りをしたところで、正確な情報を得られる可能性は著しく低く、その内容に信ぴょう性はないに等しい。

- (3) 以上の通り、みよし市の弁明は、納得を得られるだけの正確な情報と十分な理論性が欠けているばかりか、主張している内容自体に整合性も見られない。よって、本件処分は、条例に違反しており、取り消されるべきである。
- (4) また、情報開示請求は、申請・発行等を行う単なる「窓口業務」の一部ではなく極めて機微で重要な内容をやり取りする場面であることから、みよし市においては、みよし市議会の会議録程度の基準での対応記録作成を開示ごとに行うべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を令和3年8月25日付けの弁明書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 請求のあった保有個人情報、平成29年11月1日に行政文書開示請求のあった「平成27年5月8日狐洞児童遊園地側溝蓋3枚追加を決定した事に関する議事録・写真・施工金額等が分かる資料の全て」及び「狐洞児童遊園地に設置されたゴミ集積所前の側溝蓋を追加する決定をした事に関する資料の全て」に対して、平成29年11月20日（月）に実施した情報開示実施時の対応記録である。

申請・発行等を行う窓口業務では、その都度対応記録を作成してはならず、情報開示実施時の対応もこの窓口業務の一部に当たることから記録を作成していないものであり、また、当時対応した職員にも聞き取りし、作成していないことを確認した上で、「作成又は取得していないため」としたものである。

- (2) 請求に係る保有個人情報の不存在を理由とした不開示決定を行うに当たっては、ファイル基準表の記載内容並びに書庫及び執務室のキャビネットで保存している保有個人情報を調査し存否確認を行うとともに、上記のように当時対応した職員に

も聞き取りを行っている。その結果、保有個人情報の存在を確認できなかったことから、保有個人情報不存在の決定を行っているものであり、恣意的な運用がなされているとの指摘にも当たらない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求の対象は、「対応記録（平成29年11月20日（月）午後2時より行われた情報開示実施時のもの）」であり、実施機関は、保有個人情報を作成又は取得していないことを理由に本件不開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成29年11月20日（月）午後2時より行われた情報開示時の記録をみよし市は作成していないと回答しているが、実際には、みよし市は情報を保有しているにも関わらず、情報を開示しない等の恣意的な運営がなされている恐れがある旨を主張しているので、本件請求対象保有個人情報の存否について以下検討する。

### (2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 実施機関は、本件請求に対して、「情報開示実施時の対応は窓口業務の一部に当たることから記録を作成していない」旨を主張している。

イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、市役所等の所定の場所で市民等と相対して行う申請・発行等の窓口業務に関しては、対応記録を作成するのではなく、情報開示実施時の対応はこの窓口業務の一部に当たることから、本件請求に係る記録は作成していないとのことであった。

ウ また、本審査会において、市役所等の窓口に市民等が相談に訪れた際の対応記録の作成基準の有無について実施機関に確認したところ、窓口対応は本来相談に係る記録を要する事務ではなく、仮に記録することとした場合の事務的負担が極めて大きく不合理であるなどの理由から、記録作成を義務付けるような基準は設けていないとのことであり、また、内容を録音することもしていないとのことであった。

エ 以上のことから判断すると、「情報開示実施時の対応は窓口業務の一部に当たることから記録を作成していない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、他に保有個人情報の存在を疑わせる事実もない。また、実施機関が行った4(2)の保有個人情報の探索の範囲も適切なものと認められる。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会からの提言

実施機関においては、市役所等の窓口で市民等が相談等に訪れた際の対応記録の作成基準を設けていないとのことであった。しかし、基準がないことで、対応記録の作成の可否を職員個人が判断することとなり、その結果、対応記録の作成の有無が市民にとって分かりにくくなっている。そのため、相談等の内容、事案の特殊性、対応時間などを総合的に勘案し、対応記録の作成の可否を組織的に判断することが求められる。そこで、対応記録の作成の可否を組織として判断するために必要な事項を検討していただくよう実施機関に要望する。

## 審査会の処理経過

令和3年9月2日	諮問
令和3年9月2日	実施機関から弁明書を受理
令和3年9月3日	審査請求人に弁明書を送付
令和3年10月8日	審査請求人から反論書を受理
令和3年10月8日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
令和3年10月11日	実施機関に反論書を送付
令和3年11月11日	実施機関から再弁明書等の提出を行わない旨の通知を受理
令和3年12月6日	令和3年度第4回審査会 審議
令和4年2月3日	審査請求人の口頭意見陳述
令和4年2月3日	令和3年度第5回審査会 審議
令和4年6月2日	令和4年度第1回審査会 審議